

Net119

緊急通報システムについて

滝川地区広域消防事務組合では、Net119緊急通報システムを導入しています。聴覚・言語機能に障がいがあり、音声による119番通報が困難な方が対象のシステムです。市内にお住まいの方または、通勤・通学されている方でスマートフォンやタブレット端末をお持ちの方が利用可能です。

事前登録が必要で利用料金はかかりません。

詳しくは滝川地区広域消防事務組合ホームページをご覧ください
だくかメール等でお問い合わせください。

消防防本部通信指令課Tel74―4824

住所変更の届け出について

住所が変わったときには住所変更の届け出が必要です。

窓口は、火曜日から木曜日が比較的空いています。なお、住所変更届や住民票、戸籍を請求する際には窓口に来た方の本人確認を行っていますので、マイナンバー(個人番号)カード、運転免許証、顔写真付きの住基カード(住民基本台帳カード)、パスポートなど1点、これらを提示

できないときは、健康保険証、各種年金証書、会社の社員証など2点をお持ちください。さらに、証明書などの提示があった場合でも、口頭で質問を行い確認する場合があります。また、3月31日(木)から4月5日(火)(土・日曜日は除く)の期間中、19時まで窓口時間を延長します。

【手続きのしかた】		届け出に必要なもの
区分	届出期間	
転入届	滝川市に引っ越ししてから14日以内	○前住所地の転出証明書(マイナンバーカードまたは住基カードを利用する場合)は該当するカード) ○国民年金手帳(加入者のみ)
転出届	他の市町村へ引っ越す14日前から	○国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護保険証、印鑑登録証、子ども医療費受給者証など(いずれも該当者のみ) ○マイナンバーカードまたは住基カードをお持ちの方は該当するカード ※印鑑登録証は転出時のみ必要
転居届	市内で引っ越ししてから14日以内	

※本人または本人と同一世帯以外の方が届出をする場合は委任状が必要です。

※転入・転居届出をされる方で、マイナンバーカードか住基カードをお持ちの場合は、カードに住所などを追記する必要があります

ますのでご持参ください。

市民課Tel28―8015

飼い犬の届け出

次に該当するときは狂犬病予防法などによる手続きが義務付けられています。

①犬の登録申請

室内犬を含む生後90日以上の子犬を飼った場合、生涯1回の登録が必要です。登録手数料は1頭当たり3,000円です。市内の動物病院でも登録を受け付けます。鑑札と注射済票は必ず犬に付けてください。

②犬の登録事項変更届

住所や飼い主が変更になったとき。

③犬の死亡届

登録した犬が死亡したとき。

④犬の登録削除願

登録した犬が行方不明になったとき。

●犬のふん尿の後始末

ふんの始末は飼い主の責任です。必ず持ち帰りましょう。自宅敷地の決まった場所です。ふん尿の放置は、見た目・土地の所有者や地域住民に多大な迷惑をかけることになります。

●野犬掃とうを行います

滝川市畜犬取締り及び野犬掃とう条例により、野犬掃とうを行います。

市民課Tel28―8024

児童扶養手当額の改定

特別児童扶養手当

特別障害者手当等の改定

4月から次のとおり手当額が改定されました。

①児童扶養手当			
		3月まで	4月から
本体額	全額支給	43,160円	43,070円
	一部支給	43,150円	43,060円
第2子加算額	全額支給	10,180円	10,160円
	一部支給	10,190円	10,170円
第3子以降加算額	全額支給	10,180円	10,160円
	一部支給	5,100円	5,090円
第3子以降加算額	全額支給	6,110円	6,100円
	一部支給	6,100円	6,090円
		3,060円	3,050円

②特別児童扶養手当および特別障害者手当等			
		3月まで	4月から
特別児童扶養手当(1級)		52,500円	52,400円
特別児童扶養手当(2級)		34,970円	34,900円
特別障害者手当		27,350円	27,300円
障害児福祉手当		14,880円	14,850円
経過的福祉手当		14,880円	14,850円

市民課Tel28―8022

放し飼いはせず、散歩時もリードの利用をお願いします。飼い犬であつても放たれている犬は、野犬とみなし捕獲します。

市民課Tel28―8013

狂犬病予防注射について

狂犬病の予防注射については、掛かりつけまたはお近くの動物病院で個別接種をお願いします。予防注射を受けるときは、市から送付される「狂犬病予防注射の案内」をお持ちください。案内が届いていない場合は、くらし支援課までご連絡ください。

市内動物病院

○あさひ町動物病院(朝日町東3丁目2番51号) 22―7795
○滝川どうぶつクリニック(緑町7丁目7番31号) 26―1160
○吉岡どうぶつ病院(空知町3丁目2番18号) 22―3737
市民課Tel28―8013



市営墓地の手続きについて

次に該当するときは、市の許可や届け出が必要になります。

●墓地を新たに使用するとき

●墓地使用者の死亡などにより使用者が変更となったとき

●墓に焼骨を埋葬するとき

●焼骨を別の墓または納骨堂に移すとき

●墓碑などを建立、改修するとき

●墓地の使用を止めて返還するとき

●使用者の本籍・住所・氏名が変更となったとき

●合同墓を使用するとき

※詳しくは市公式ホームページ↓ライフイベント↓死亡↓墓地の届出についてをご覧ください。

市民課Tel28―8013

もつち持ちですか？

マイナンバーカード

休日・夜間交付

仕事などで平日に来庁できない方のために、マイナンバーカードの申請・交付手続きを休日・夜間に行います。

日時 ①窓口延長 毎週火曜日17時15分～19時 ②休日窓口 4月9日(土)、24日(日)、5月14日(土)、29日(日)、6月11日(土) 9時30分～12時30分

取り扱い業務 マイナンバーカードの申請・交付、電子証明書の更新、マイナンバーの予約・申し込み

①施設に入所している方

②病院などに継続して3か月以上入院している方(特別障害者手当のみ)

③本人およびその配偶者、扶養義務者の前年の所得が制限を超える場合

※詳しくは、障害者手帳または療育手帳をお持ちのうえ福祉課(市役所1階)11番窓口までご相談ください。

市民課Tel28―8022

新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の支給対象期間再延長

これまで、国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入中の方の新型コロナウィルス感染症による傷病手当金支給の適用期間は、令和2年1月1日から令和4年3月31日までとしていましたが、6月30日まで延長になりました。

支給対象は今までと変わらず、感染もしくは感染が疑われたため仕事の欠勤を余儀なくされ、給与の全部または一部を受け取れなくなった方です。詳しくは保険医療課(市役所1階5番・6番窓口)へお問い合わせください。

市民課Tel28―8018

福祉



敬老特別乗車証(敬老パス)の更新延期について

敬老特別乗車証(敬老パス)の更新手続きは、新型コロナウイルス

マイナンバーカードは申請から交付に1か月程度かかりますので申請はお早めに。

市民課マイナンバーカード交付円滑化推進室Tel28―8014

福祉



敬老特別乗車証(敬老パス)の更新延期について

敬老特別乗車証(敬老パス)の更新手続きは、新型コロナウイルス